(趣旨)

第1条 この規程は、唐津市が権利を保有する「からふる Pay」のロゴ・図案等(以下「商品券デザイン」という。)を使用することにより、商品券事業を広く普及宣伝するとともに、利用者の正しい理解を深め、事業効果の一層の向上を図ることを目的に、商品券デザインの取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の届出等)

第2条 商品券デザインを使用する者は、あらかじめ使用届出書(様式第1号)に必要な書類を添付して、業務受託者であるアスタスク・まちのわ・佐賀広告センター共同事業体の運営する唐津市プレミアム付商品券発行事業事務局(以下「からふる Pay 事務局」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 1. 佐賀県、唐津市が使用するとき。
- 2. からふる Pay 事務局が作成した販売ツールを取扱店舗が掲示するとき。
- 3. 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- 4. 個人が個人的に使用、または家庭内で使用するとき。

(使用の許可・不許可)

第3条 前条の使用届出書をからふる Pay 事務局が受け付けた時点で原則、使用を許可するものとし、許可書等は発行しないものとする。但し、不許可となる場合は、からふる Pay 事務局より電子メールにて不許可の旨を送信する。

(使用上の遵守事項)

第4条 商品券デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1. 定められた色、形等を正しく使用し、色、形、字体などを改変しないこと。
- 2. 使用する者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- 3. 完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真、またはデザインをもって代えることができる。
- 4. 届出された内容により使用し、からふる Pay 事務局の指示する条件に従うこと。 (使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 商品券デザインを使用できる期間は、最長で令和6年1月31日までとする。ただし、届出を行った場合は、使用届出書に記載した使用期間内とする。

(使用制限)

第7条 からふる Pay 事務局は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、商品券デザインの使用を制限するものとする。

- 1. 唐津市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- 2. 商品券デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- 3. 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- 4. 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、 または与える恐れのあるとき。
- 5. その他、からふる Pay 事務局が商品券デザインの使用について不適当と認めるとき。 (使用の差し止め)

第8条 からふる Pay 事務局は、商品券デザインの使用がこの規程及び届出の内容に違反していると認められるときは、当該商品券デザインの使用を差し止めることができる。

2 前項の使用の差し止めは、使用差止通知書をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、商品券デザインの使用を差し止めた場合、使用した者に損害が生じても、からふる Pay 事務局はその責めを負わない。

2 商品券デザインを使用した者が、商品券デザインの使用によって、第三者に対して損害 または損失を与えた場合でも、からふる Pay 事務局は、損害賠償、損失補償その他の法律上 の責任を一切負わない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、商品券デザインの取扱いについて必要な事項は、からふる Pay 事務局が別に定める。

附 則

- 1. この規程は、令和5年6月26日より施行する。
- 2. 本使用規程の対象となる商品券デザインは、下記の7点とする。



▲ロゴマーク(背景透過)



▲「からふる Pay」アプリアイコン



唐津市プレミアム付商品券発行事業事務局 〒847-0012 奥津市大名小路5-8 事務局。0120-58-9185(00:00-16:000±1-12円030c TOX 0120-58-9100 至 contact@varcfull paycom E 36.0

▲大型店以外の取扱店用ポスター



▲大型店に該当する取扱店用ポスター



▲「からふる Pay」アプリ画面(背景透過)



▲紙商品券「専用券」



▲紙商品券「共通券」